

建学発 2000-第 0042 号

2000 年 3 月 14 日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当 殿

社団法人 日本建築学会
材 料 施 工 委 員 会
鉄筋コンクリート工事運営委員会
主 査 嵩 英 雄

「建築基準法施行令の一部改正に関する意見」

建築基準法ならびに同施行令改正については、性能規定化等革新的な改正の方向にふみだされたことに敬意を表するものです。

今回、施行令改正案が公開され、建築学会からも全体についての意見が出されましたが、本委員会から、次の点についてご意見を申し上げます。

なお、

この意見は材料施工本委員会の承認を経て鉄筋コンクリート工事運営委員会の意見として表明いたします。

- 1．本会の規準、仕様書、指針等の規定は、建築基準法および同施行令のほか、建設省告示に準拠するケースが多いため、今後制・改定される告示等についても同様にパブリックコメントの聴取をお願いしたい。その場合、ご提案に対する検討に十分な時間がとれるようをお願いしたい。
- 2．従来の法令で適格であった構造、材料等のうち一般的かつ普遍的なものが、今回の法令・告示の改正によって不適格となり大きな混乱を生ずることがないように、運用されることをお願いしたい。例えば、鉄筋コンクリート造の耐火性能については、従来は耐火試験を行うことなく耐火構造と見なされていたが、現行および改定案の施行令のかぶり厚さの規定のままでは、耐火試験の方法によっては不合格となる部材も考えられる。このような問題については、十分な配慮をお願いしたい。